

浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市上下水道事業管理規程第 3 号

## 浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程

浜田市上下水道部就業規則(平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項の表第 15 号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

### 附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。